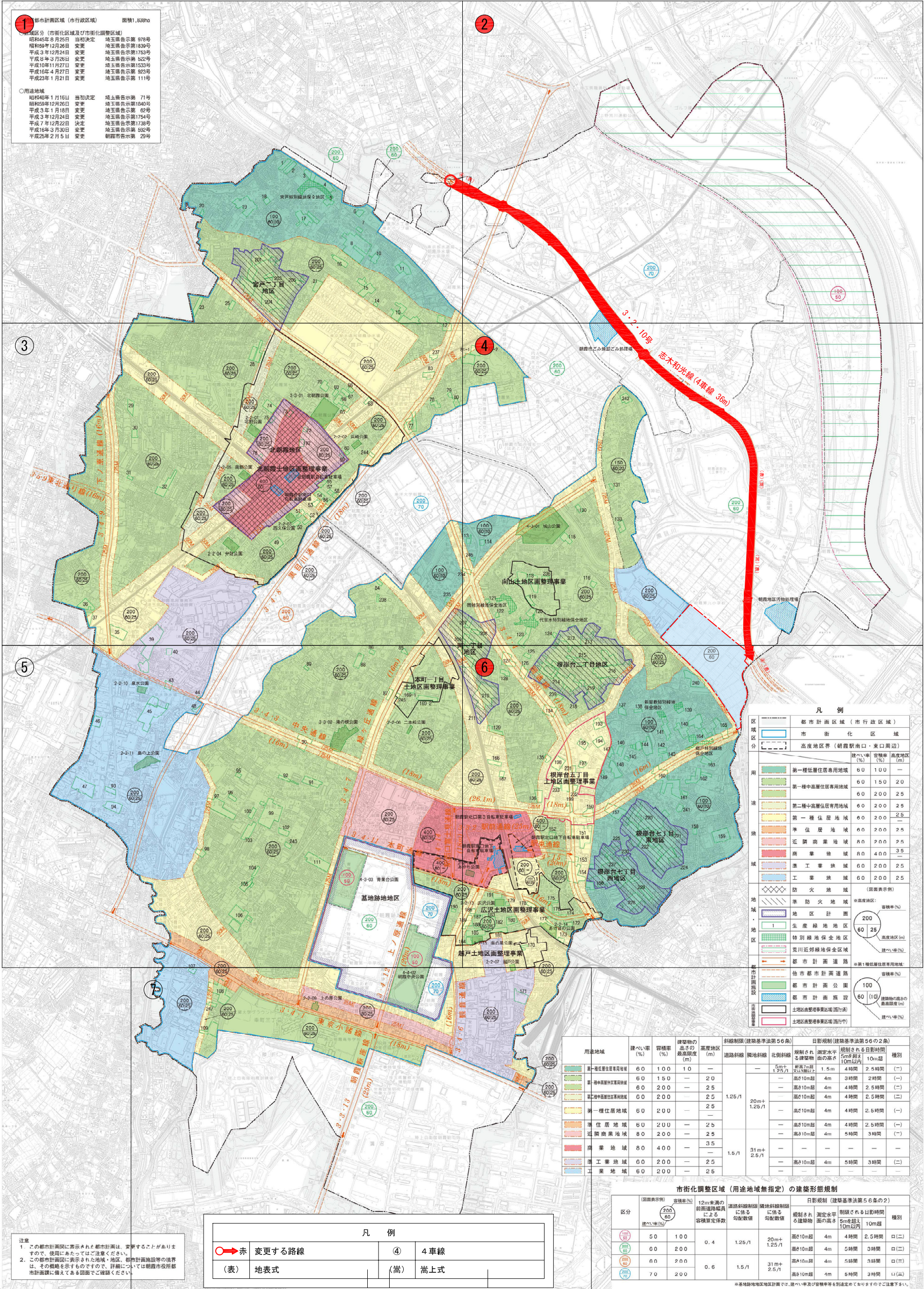


- 1** 都市計画区域 (市行政区域) 面積1,838ha
- 区域区分 (市街化区域及び市街化調整区域)
- 昭和45年8月25日 当初決定 埼玉県告示第978号
 - 昭和59年12月26日 変更 埼玉県告示第1839号
 - 平成3年12月24日 変更 埼玉県告示第1753号
 - 平成8年3月26日 変更 埼玉県告示第522号
 - 平成10年11月27日 変更 埼玉県告示第533号
 - 平成10年4月27日 変更 埼玉県告示第522号
 - 平成23年1月21日 変更 埼玉県告示第111号
- 用途地域
- 昭和48年1月16日 当初決定 埼玉県告示第71号
 - 昭和59年12月26日 変更 埼玉県告示第1840号
 - 平成3年1月18日 変更 埼玉県告示第62号
 - 平成3年12月24日 変更 埼玉県告示第1754号
 - 平成7年12月22日 決定 埼玉県告示第1738号
 - 平成16年3月30日 変更 埼玉県告示第522号
 - 平成25年2月5日 変更 朝霞市告示第29号



凡例

都市計画区域 (市行政区域)	市街化区域	市街化調整区域	高度地区界 (朝霞駅南口・東口周辺)
第一種低層住居専用地域	第一種中高層住居専用地域	第二種中高層住居専用地域	第一種住居地域
第二種住居地域	準住居地域	近隣商業地域	商業地域
準工業地域	工業地域	防火地域	準防火地域
地区計画	生産緑地地区	特別緑地保全地区	荒川近郊緑地保全区域
都市計画道路	他都市計画道路	都市計画公園	都市計画施設
土地用途整理事業区域(国行)	土地用途整理事業区域(国行)		

用途地域	建ぺい率 (%)	容積率 (%)	建築物の高さの最高限度 (m)	高度地区 (m)	斜線制限 (建築基準法第56条)		日影規制 (建築基準法第56条の2)			
					道路斜率	隣地斜率	規制される建築物の高さ (5m未満)	規制される日影時間	種類	
第一種低層住居専用地域	60	100	10	—	—	—	—	—	—	
第一種中高層住居専用地域	60	150	—	20	—	—	—	—	—	
第二種中高層住居専用地域	60	200	—	25	—	—	—	—	—	
第一種住居地域	60	200	—	25	1.25/1	20m+	高さ10m超	4m	4時間	2.5時間 (一)
準住居地域	60	200	—	25	—	—	—	—	—	—
近隣商業地域	80	200	—	25	—	—	—	—	—	—
商業地域	80	400	—	—	—	—	—	—	—	—
準工業地域	60	200	—	25	—	—	—	—	—	—
工業地域	60	200	—	25	—	—	—	—	—	—

市街化調整区域 (用途地域無指定) の建築形態規制

区分	建ぺい率 (%)	容積率 (%)	12m未満の前面道路幅員による容積率定率	道路斜率	隣地斜率	日影規制 (建築基準法第56条の2)	種類			
第一種低層住居専用地域	50	100	—	—	—	高さ10m超	4m	4時間	2.5時間	口(一)
第一種中高層住居専用地域	60	200	0.4	1.25/1	20m+	高さ10m超	4m	5時間	3時間	口(二)
第二種中高層住居専用地域	60	200	0.6	1.5/1	31m+	高さ10m超	4m	5時間	3時間	口(三)
第一種住居地域	70	200	—	—	—	高さ10m超	4m	5時間	3時間	口(四)

凡例

赤線	変更する路線	④	4車線
(表)	地表示	(高)	嵩上式

注意

- この都市計画図に示された都市計画は、変更することがありますので、使用にあたってはご注意ください。
- この都市計画図に示された地域・地区、都市計画施設等の境界は、その概略を示すものであり、詳細については朝霞市役所都市計画課に備えてある図面でご確認ください。